

石綿事前調査結果報告についての Q&A

令和 4 年 9 月 1 日

株式会社日栄 環境対策事業部

石綿の事前調査結果の報告が施工業者(元請)の義務となっています。施工業者は、建築物等の解体・改修工事を実施する際には、工事の規模、請負金額の大小に関わらず石綿の有無の調査(事前調査)を解体・改修する全ての範囲において全ての建材を対象として実施しなければいけません。その結果報告書は解体・改修する現場事務所に保管し維持管理が必要です。解体・改修する作業員の皆様に適切に石綿の有無、作業方法を徹底することで石綿の飛散と作業関係者の石綿粉じん暴露を防止につながって参ります。また、調査結果はご発注元・工事関係者に説明し、現場期間中は石綿事前調査結果報告書の現場保管、及び調査結果内容を掲示することが法で定められております。大分県内の解体・改修現場では未だに表示義務等を怠る現場が多くございますので周知徹底頂きます様ご確認をお願い申し上げます。

1. 石綿事前調査結果報告の報告義務が必要な規模について教えてください？

次のいずれかに該当する場合、事前調査結果の電子報告が必要となります。

- ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m²以上であるもの。
- ②建築物を改造又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの。
- ③工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの。
- ④総トン数 20 トン以上の鋼製の船舶の解体又は改修工事(※石綿則に基づく報告のみが必要)

2. 石綿事前調査実施の時期についていつまで提出しなければいけませんか？

石綿事前調査結果の報告の対象となる工事の開始前に、あらかじめ報告を行っていただく必要があります。工事開始前であれば制限はありません。事前調査結果の報告は、事前調査後に調査結果の整理等必要な作業を行った上で速やかに報告してください。遅くとも工事に着手する前に報告する必要があります。ただし、建築物等の構造上、工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合は、目視が可能となった時点で保留箇所の調査を行い、当初提出した報告書の修正報告をすることとなっています。

3. 平成 18 年 9 月 1 日以降に着手した建築物の解体時には事前調査が不必要と聞きましたが、事前調査結果報告も不必要でしょうか？

2006 年(平成 18 年)9 月 1 日以降に建設の工事に着手した建築物等の事前調査については、設計図書等の文書により当該建築物等の新築工事の着工日を確認し記録を残さなければいけません。通常の見視調査は省略することが可能です。また、報告が必要な対象規模に該当する工事においては、石綿事前調査結果報告を実施しなければいけませんのでご注意ください。平成 18 年 9 月 1 日以降の建築物は、事前調査や報告義務が免除されると勘違いされている方がいらっしゃいますが間違えです。

4. 石綿事前調査が必要でない条件や規模等が有れば教えてください。

具体的な条件については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」の「4. 3. 1 事前調査の対象(P85)」をご参照ください。法令では原則として全ての建築物及び工作物の解体・改修等を行う前に実施することが義務付けられていますが、建築物等の解体等には該当しない場合は省くことが可能です。しかし、一般的に調査報告書の有無が問われる可能性が高い為に書面調査を実施し、その記録を残すことが望ましいと考えます。また、事前調査報告は石綿の含有も有無に関わらず報告が義務化されていることも留意し、石綿含有建材等が無いからと言って報告を怠ると届出義務違反等の法令違反となります。石綿事前調査は使用されている建材に石綿が含有しないことを証明することでもあるからです。

事前調査を必要としない場合の作業については以下のとおりです。

- (ア) 対象材料が、木材、金属、石、ガラス、畳、電球等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去を行う時に周囲の材料を破損させるおそれの無い工事。
- (イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要がある。

(ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を上塗りのみの作業。ただし、高圧洗浄による洗浄、足場用壁つなぎを取る、防水クラック補修する場合等は除外され事前調査を行う必要が有る。報告は必須。

(エ) 既に存在する調査結果から石綿が使用されていないことが確認された場合。調査実施日、調査者要件を確認して事前調査に活用することが出来る。同じく報告は必須。

5. 事前調査結果報告システムの入力内容を教えてください。

事前調査結果報告の運用は G ビズ ID(gビズプライムまたはgビズエントリー)が必要で原則パソコンから電子報告となっています。報告システムを使用すれば 1 回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に一括報告することが可能です。現在は詳しい入力内容について厚生労働省が YouTube 動画発信されています。詳しくは「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアル等、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載されています。また、事前調査者の講習機関、事前調査報告システムについて詳細にまとめられていますのでご確認ください。

6. 令和 5 年 10 月 1 日以降については調査者の要件設定が施行されると聞いていますが調査業務の委託先があれば教えてください。

令和 5 年 10 月 1 日以降は調査者と分析者の要件設定が施行されます。以下の資格者が調査を実施できる要件となりますのでご注意ください。また、10 月 1 日以前の調査報告についても調査者以外が行っている報告書については使用が不可能となりそうなので確認が必要です。

一般建築物の事前調査の要件は以下のとおりです

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者
- ③ 2023 年(令和 5 年)9 月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

調査者の委託先については、一般建築物含有調査者登録者名簿や日本アスベスト調査診断協会登録者名簿等で確認することができます。勿論のこと弊社も石綿事前調査業務を行っています。令和 4 年 4 月 1 日法改正以後は、石綿含有分析及び調査業務に多くの依頼がございます。調査期間がこれまでよりも長く必要となっていますので調査依頼先

と十分な打ち合わせが必要です。弊社では規模にも異なりますが、事前調査 2 週間＋分析調査に 1 か月が必要です。

7. 石綿事前調査の金額はどうなっていますか？

金額については石綿事前調査の規模等に応じて異なりますので各調査会社にお問合せください。

弊社の場合については、以下の金額を概算金額としております。(床面積 1000 m²程度)

1. 調査基本料(書面・現地調査 全数建材の調査) ￥150,000 円～
2. 分析調査料(試験体採取・分析・分析報告書作成) ￥ 50,000 円/1検体あたり

- ※ 設計図書・図面等が無い場合は調査基本料が異なります。
- ※ 調査に当たっては Q&A 第 6 の要件を満たした有資格調査者が実施します。
- ※ 休日や夜間での調査は国が定める割増料金が調査基本料金に加算されます。
- ※ 分析サンプリング箇所につきましては、固化飛散処理と簡易復旧費を含みます。
- ※ 足場が必要な場合は別途清算とします。
- ※ 大分県外の調査業務については交通費・宿泊費等が加算されます。

その他石綿に関する質問等ございましたらお気軽にお問合せください。

お問合せ先

株式会社日栄 本社環境対策事業部
〒870-0145 大分市乙津町 8 番 8 号

電話 097-521-6171

FAX 097-521-6174

Mail info@kabu-nichiei.co.jp 担当者:土師(はじ) 福田